

◎挨拶

(会長挨拶)

(午前 9時57分)

◎議事録署名委員指名

議長 それでは、3、議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員の指名は、榛東村農業委員会総会運営規則第10条により、議長が指名することとなっております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長 それでは、11番、萩原明美君、12番、小山伸一君の2名を本日の議事録署名委員に指名いたします。

なお、会議書記には事務局、小山邦之君を指名いたします。

◎議案第1号

議長 4、議題、議案第1号 農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

事務局長の説明を求めます。

事務局長。

事務局長 それでは、着座にて説明をさせていただきます。

議案第1号 農用地利用集積計画の決定について説明申し上げます。

議案書1ページをご覧ください。

農用地利用集積計画の決定について。

榛東村長から令和6年1月25日付で、別紙農用地利用集積計画の決定依頼があったので、農業委員会等に関する法律第6条第1項第1号の規定により決定を求める。

令和6年2月8日提出、榛東村農業委員会会長。

以下、内容等につきましては、細谷係長から説明をいたします。

議長 細谷係長の説明を求めます。

事務局。

細谷係長 それでは細谷です。よろしくお願いいたします。

着座させていただきます。

お手元の資料2ページをご覧ください。

今月の農用地利用集積計画は、新規案件1件、更新案件が1件となっております。

まず1件目の計画です。

利用権を設定する貸手は山子田の方、賃貸借の設定で、農地の所在は山子田字冠海戸2132番。現況地目は畑、面積は3,231平米となっております。借手は昭和村の方、利用目的は普通畑利用。貸借期間は令和6年3月1日から2年間で、令和8年2月28日までとなっております。賃借料につきましては3万2,000円、口座払いとなります。

3ページをご覧ください。

3ページ下段ですね、こちらが借手の方の情報ですけれども、こちらにつきましては年齢が36歳ということで、今現在やっている農地の面積が20万2,442平米やっております。こちらの方につきましては、こんにゃくを作っている方になります。農業従事者につきましては3人、雇用労働力ということで5人ということでやっております。一番右ですけれども、こちら農機具ということで、軽トラとトラック、トラクター、フォークリフト、こちらにつきまして農機具を所有している方になります。

続きまして、2件目の計画です。

こちらにつきましては、中間管理事業の利用権設定となります。農地の所在は広馬場字宿4116の1番。現況地目は畑、面積は1,689平米となっております。使用貸借の設定で、普通畑で利用となります。利用権を設定する貸手は箕郷町の方、貸借期間は令和6年3月1日から5年間で、令和11年2月28日までとなっております。借手は高崎市箕郷町の方になります。こちらにつきましては、群馬県農業公社を介した利用権の設定となります。

それでは、次のページ、5ページをご覧ください。

5ページにつきましては、公社に貸し付ける契約の書類となっております、6ページが借手の情報が出ております。

6ページの下段をご覧ください。

借手につきましては、年齢が40歳の方です。現在、3万9,958平米の農地を営営しております。主たる経営作物につきましては長ネギです。世帯人2人でやっております。主な農機具ということで、トラクター、コンバイン、田植え機、軽トラ、こちらにつきまして保有している状況になっております。

説明については以上になります。

議長 議案第1号について事務局の説明が終わりました。

質疑ございませんか。

(「なし」という声あり)

議長 質疑なしとの声がありましたので、採決に移ります。

議案第1号について、原案のとおり決定することに賛成諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議長 全員賛成。よって、議案第1号 農用地利用集積計画の決定については原案のとおり決定することとします。

ここで、細谷係長の退席を認めます。

(細谷係長退席)

◎議案第2号

議長 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

議案第2号、番号1について、事務局長の説明を求めます。

事務局長。

事務局長 議案第2号、番号1について説明申し上げます。

議案書7ページ、現地確認調書は2ページからとなります。

議案第2号、番号1、図面番号1。農地の所在は大字広馬場字八ノ海道1504番1。地目は登記簿、現況ともに畑。面積は1,201平米。権利種別は3条有償移転で、内容は売買。譲渡人は新井の方。経営面積は自作地43.3アール。申請事由は、農地の管理ができず困っていたところ、譲受人より申出があったため、これに応じるとのことです。譲受人は広馬場の方。経営面積は16アール、貸付地は19.9アール。申請自由は、22年前から野菜作りをしており、多角的に営農しているが、申請地を譲り受けし、引き続き野菜作りをしたいとのこと。受入れ世帯の稼働人員は3人中2人です。

議案書8ページをご覧ください。

議案第2号、番号1に関する農地法第3条調査書を添付しております。

以上で、議案第2号、番号1の説明を終わります。

議長 議案第2号、番号1について事務局長の説明が終わりました。

何かご意見はございませんか。

農業委員8番、田嶋久美君。

田嶋委員 8番の農業委員、田嶋です。

ただいま事務局長から説明のありました議案第2号、番号1の申請につきまして、意見を述べさせていただきます。

場所につきましては、ご案内のとおり、広馬場の加藤モータースの南に当たりますね、二、三百メートル下ったところになります。権利の種別は3条の有償移転、売買であります。譲受人は、3月に65歳で定年退職して農業を営む計画を立てているということでもあります。ちょうど、譲受人の自宅の前の土地なんですね。譲受人の今の所有は、畑が5アール、田んぼが16アール、さらに畑が16アールか、畑が21アール、が

あります。それで、今回はその土地でオクラ等を専業で栽培したいというふうに考えているそうであります。

譲渡人については、勤め人でありまして、父から相続した農地を管理できずにいるところ、譲受人からの話があったということで応じることになったと。

私もこの譲受人の方と、ちょっとした機会で話をすることがあったんですけども、農業を専業的にやりたいという熱意を感じました。

よって、譲渡人と譲受人の意向が合致した案件でありまして、問題がないと思われます。よって、許可相当と思われますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

以上です。

議 長 ただいま地元の委員から許可相当との説明がありましたが、ほかに意見はございませんか。

12番、農業委員、小山伸一君。

小山委員 12番、農業委員の小山でございます。

ただいまの案件と直接はちょっと関係ないんですが、今回の申請地の南側に田んぼだとかそういうのが河川の間にあるんですけども、そこへの搬入というか出入りの道というのは、これ現地を見ても見当たらないんですけども、どのような形で奥の田んぼが管理ができるか、ちょっと事務局から確認ができればお願いしたいんですけども。

議 長 事務局長。

事務局長 奥はどこ……。

小山委員 この南、河川敷側。これ河川側、こういう田んぼがあるんですけども、ここへ行く道がどこにもないんです、現地に。だからどういうふうに管理するのか、ちょっとその辺が。今回の案件とは直接はちょっと関係はないんですけども、出入りがいろいろとあれかなと思っちゃったので。進入路の。現地を見て。

だから、今回の申請地は全然問題ないんですけども、その奥がずっと田んぼなのよ、一段下がっていて。

事務局長 そうすれば、ちょっと今回の事案と関係ありませんので、確認してまた改めておつなぎしたいと思います。よろしくお願いいたします。

議 長 いいですか。

小山委員 いいです。

議 長 ほかにご意見ございませんか。

（「なし」という声あり）

議 長 なしとの声がありましたので、採決に移ります。

議案第2号、番号1について、原案のとおり決定することに賛成諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議長 全員賛成。よって、議案第2号、番号1は原案のとおり許可といたします。

次に、議案第2号、番号2について、事務局長の説明を求めます。

なお、本議案は、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、番号1と関連がありますので、議案第2号、番号2は、議案第3号、番号1についてと一括で事務局長の説明を求めます。

事務局長。

事務局長 それでは、議案第2号、番号2について説明申し上げます。

議案書7ページ、現地確認調書は4ページからとなります。

議案第2号、番号2、図面番号2。農地の所在は大字広馬場字下ノ前1599番。地目は登記簿、畑、現況、営農型太陽光。面積は1,056平米。権利種別は3条地上権で、内容は更新となっております。設定人は前橋市昭和町の方、申請自由は太陽光発電事業者の申出に応じ、申請地の地上権設定の更新に応じることです。被設定人は前橋市昭和町の方、申請自由は令和3年から営農型太陽光発電事業を行っており、一時転用期間満了に伴い、更新手続を行いたく申請しますとのこと。備考ですが、営農型太陽光発電に係る地上権の設定となっております。関連議案は、議案第3号、番号1です。

次に、関連する議案第3号、番号1について説明申し上げます。

議案書9ページ、現地確認調書は7ページからとなります。

議案第3号、番号1、図面番号1。農地の所在は大字広馬場字下ノ前1599番。地目は登記簿、畑、現況、営農型太陽光。面積は1,056平米のうち0.98平米。権利は使用貸借。貸付人は前橋市昭和町の方。借受人も前橋市昭和町の方です。転用目的は営農型太陽光発電施設。施設等はパネル276枚、支柱40本。転用理由、借受人は令和3年に許可となった営農型太陽光発電設備について、今後も継続したいため申請しますとのこと。貸付人は借受人の申出に応じ、申請地を貸与することです。備考ですけれども、農振除外済みと書いてあるんですけれども、こちら間違いで、農振農用地で修正をお願いをいたします。農地区分は1種農地。一時転用で、転用期間は3年。関連議案は、先ほどご説明いたしました議案第2号、番号2となっております。

また、関連資料といたしまして、議案書の10ページに、営農型発電設備転用許可調査書を添付しております。

以上で、議案第2号、番号2並びに議案第3号、番号1の説明を終わります。

議長 議案第2号、番号2並びに議案第3号、番号1について、事務局長の説明が終わりました。

何かご意見はございますか。

農業委員8番、田嶋久美君。

田嶋委員 8番の農業委員、田嶋です。

ただいま事務局長より説明のありました議案第2号、番号2、農地法第3条と、議案第3号、農地法第5条の番号1につきましては、ご説明のとおり関連がありますので、私のほうで説明させていただきます。

2号につきましては、説明のとおり、権利の種別は3条の地上権の更新であります。営農型の太陽光発電ということで、ソーラーシェアリングをやられているということであります。令和3年から許可を取って、更新手続きをしたいということであります。ミョウガを作っているということであります。

ミョウガにつきましては、先ほど事務局等にも確認したんですけれども、3年間の経過はどうだったのということでありますが、1年目はミョウガの栽培の準備をしていたということであります。参考までに、2年目につきましては、基準の8割近くが生産できたということでありますけれども、出荷のタイミングを逃してしまって出荷には至らずに、近隣にミョウガを配ったというような状況であります。3年目についても同様であったということであります。

写真等も見させてもらったんですけれども、今日現地で確認した中では、どうもミョウガの栽培しているふうには見えないなというのが大方の判断ではありましたが、事務局のほうに更新している写真を見ますと、農地の8割近くがミョウガになっているかなというふうに感じております。

ただ、一番求められるのは、基準どおり太陽光とともに営農の関係についてもしっかりと基準を満たす形で今後とも販売してほしいと。できれば事務局からも、そういう強い要望を借受人のほうに出していただきたいというふうに思います。前提として、きちっと農業やるよということであれば、私としても許可相当かなというふうに思われますけれども、今の状態だと、若干その熱意というか基準を満たすところまでいていないのかなというふうな不安が考えられます。

よって、これからの再申請でありますので、今後についてはしっかりした営農を、基準を満たした営農をするということを前提として、それが得られれば許可をしたらどうかなというふうに感じております。

以上です。

議長 ただいま地元の委員から、条件付きの許可相当との説明がありました。

ほかにご意見ございませんか。

推進委員 5 番、立見君。

立見委員 推進委員 5 番の立見ですけれども、ちょっとよく分からないんですけれども、面積が1,056のうち0.98、0.98の中にパネル276枚とか支柱40本があるということなんですか。どういうことなんですか、これ。その辺のちょっと説明をお願いしたいんですけれども。

議 長 事務局長。

事務局長 こちらが営農型の太陽光というところで、下の農地については一時転用しないで、支柱の柱の部分の面積だけを一時転用するという転用で、5条のほうは1,056平米のうち支柱の部分、農業ができないというところを一時転用するという申請となっております。

以上でございます。

議 長 立見君。

立見委員 それと施設のパネルの276枚というのはどんなふうになっているの。支柱40本と書いてあるけれども。

議 長 事務局長。

事務局長 施設等のところでパネル276枚、地上権の設定等もございまして、パネルの部分と支柱、支柱の部分の面積を一時転用するという表記となっております。よろしく願いいたします。

議 長 農業委員 5 番、星野一郎君。

星野委員 ちょっと説明お願いしたいんですけれども、地上権というのは、登記簿上で地上権設定されているということ。登記簿上はされていないんだね。要するに、農業で地上権を認めているということ。登記簿上、地上権が設定されていれば、ここで審議する価値はないですよ。農業委員会の地上権ということでいいんですね、理解は。

議 長 事務局長。

事務局長 そのとおりでございます。農業する上での地上権というところです。

星野委員 農業委員会の地上権ということですね。民法上の地上権じゃないですね。

事務局長 はい。

星野委員 分かりました。

議 長 ほかにご意見ございませんか。

12番、農業委員、小山伸一君。

小山委員 12番、農業委員の小山でございます。

ただいまの意見、地元委員のほうから一応説明が詳しくありました。そういった形

の中で、現地を見ていただいた方はある程度分かるかと思うんですけれども、きちっと営農がされていないというような形の中で、書類上はきちっとミョウガが作付けされているというような申請の中で、ただ販売実績がないと、ゼロというようなことでございます。

そういった中で、地元委員が言うように、きちっと営農していただくという条件をつけていただいて、農地を適正に管理をしていただくということをお願いして、条件つけていただければと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

議 長 ほかにはございませんか。

(「なし」という声あり)

議 長 なしとの声がありましたので、採決に移ります。

議案第2号、番号2並びに議案第3号、番号1について、原案のとおり決定することに賛成諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議 長 全員賛成。よって、議案第2号、番号2は原案のとおり許可とし、議案第3号、番号1は許可相当といたします。

以上、議案第3号、番号1は許可相当として、県知事に意見書を送付します。

◎議案第3号

議 長 次に、議案第3号、番号2について、事務局長の説明を求めます。

事務局長。

事務局長 議案第3号、番号2について説明申し上げます。

議案書9ページ、現地確認調書は10ページからとなります。

議案第3号、番号2、図面番号2。農地の所在は大字広馬場字井戸尻2126番5。地目は登記簿、現況ともに田。面積は364平米。権利は所有権移転売買。譲渡人は高崎市中泉町の方。譲受人は前橋市元総社町の方及び広馬場の方。転用目的は一般住宅用地。施設等は一般住宅132.90平米。転用理由、譲受人は現在それぞれで生活しているが、今後のことを考え、一緒に住める家を建築する土地を探していたところ、日当たりの良く静かな申請地を気に入ったため、住宅を建築したいとのことです。譲渡人は譲受人の申出に申請地を譲渡するとのことです。備考ですが、農振除外済み。農地区分は1種農地です。

以上で、議案第3号、番号2の説明を終わります。

議 長 議案第3号、番号2について事務局長の説明が終わりました。

何かご意見はございませんか。

農業委員 9 番、村上誠一君。

村上委員 9 番、農業委員の村上です。

ただいまの議案第 3 号、番号 2 について、事務局の説明どおりですが、若干補足説明をさせていただきます。

場所としましては、広馬場の信号を西に上ってもらいまして、18 区のコミセンがあるんですけども、その先を 200 メートルぐらい上ったところ左側の突き当たり、先月議案として出たところの隣でございます。場所としては先月の隣ということなんですけれども、雨水は自然浸透、生活の雑排水は下水ということで、周りの農地に影響を及ぼすことはないと思われまので、地元委員としては許可相当と思われま。審議のほうよろしくをお願いします。

議長 ただいま地元委員から許可相当との説明がありました。

ほかにご意見ございませんか。

(「なし」という声あり)

議長 なしとの声がありましたので、採決に移ります。

議案第 3 号、番号 2 について、原案のとおり決定することに賛成諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議長 全員賛成。よって、議案第 3 号、番号 2 は原案のとおり許可相当といたします。

以上、議案第 3 号、番号 2 は許可相当として、県知事に意見書を送付します。

ここで、全ての議案が審議されましたので、暫時休憩といたします。

(休憩 午前 10 時 31 分)

(再開 午前 10 時 44 分)

◎報告事項

◎その他

◎閉会

(午前 11 時 30 分)

以上のとおり会議の真実であることを証し、その実証として署名する。